

# 障害者差別解消法の改正について

## 障害者差別解消法の改正（令和3年6月4日公布、令和6年4月1日施行予定）

### ●事業者による合理的配慮の提供の義務化

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務 ⇒ <b>法的義務</b>

### ●国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

### ●障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化

# 障害者差別解消法の改正について

---

「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例えば…

- ・高い所にある商品を取って渡す。
- ・筆談や読み上げ等によるコミュニケーションや、わかりやすい表現で説明する。等

# 障害者差別解消法の改正について

---

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更

(令和5年3月14日閣議決定、改正法の施行日から適用)

基本方針とは、障がい者差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもので、法改正を踏まえ変更となる。

(主な変更内容)

- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障がいを理由とする不当な差別的取扱いに該当することを明記
- 不当な差別的取扱いに該当する/しないと考えられる事例を記載
- 行政機関等・事業者と障がいのある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることを明記
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する/しないと考えられる事例を記載
- 合理的配慮と環境の整備の関係について整理

# 職員対応要領の改正について

---

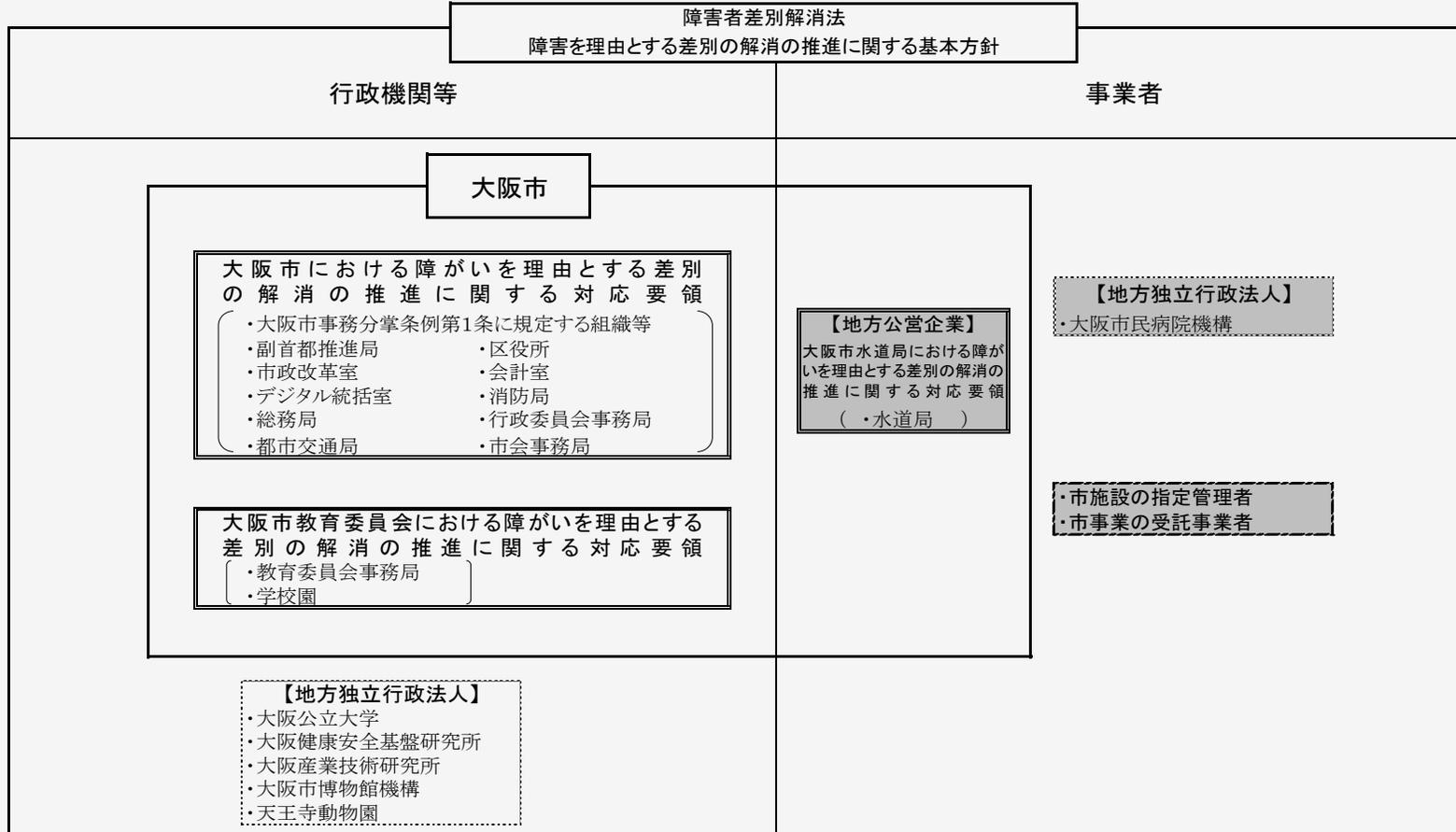
「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

## (概要)

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第10条に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、服務規律の一環として大阪市職員として取り組むべき事項について策定
- 平成28年4月1日施行（障害者差別解消法の施行日と同日）
- 教育委員会、交通局（当時）、水道局は別途策定

# 職員対応要領の改正について

## 職員対応要領の対象範囲【イメージ】



...本市が対応要領を制定・遵守。

...本市対応要領に留意するよう求める。

...各地方独立行政法人が対応要領を制定・遵守。

...主務大臣が対応指針等を制定。事業者(地方公営企業含む)が遵守。

# 職員対応要領の改正について

---

法改正及び基本方針の変更を踏まえ、職員対応要領を改正予定。

各関係者から意見聴取を行い、職員対応要領（案）を作成し、令和6年2月に開催予定の大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会での議論を経て、改正手続きを行い、令和6年4月1日付けで改正予定。

## <改正内容>

(1)基本方針の変更内容に即して、厚生労働省の対応要領（改正案）を踏まえながら修正

- 不当な差別的取扱いの基本的な考え方に、社会的障壁を解消するための手段（車椅子や補助犬等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いについても明記
- 留意事項に、合理的配慮の提供義務違反に該当する例を追加

(2)その他の改正

- 本文第3条に、「環境の整備」に努める旨を追記
- 本文第6条に、従事者向けの研修の実施等を委託等の条件に盛り込むよう努める旨を追記
- 留意事項に、「2（4）環境の整備との関係」（環境の整備の例を含む）を新設
- 留意事項の項目番号を整理

# 職員対応要領の改正について

---

## <追加した例>

(不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

○障がいがあることを理由として、障がいのある人に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

○視覚障がいのある人からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。  
その際、同性の職員がいる場合には、障がいのある人本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

○電話利用が困難な障がいのある人から電話以外の手段により各種手続きが行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続きは利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断る。

# 障がい者差別解消の取組について

## ★新採用者研修の実施

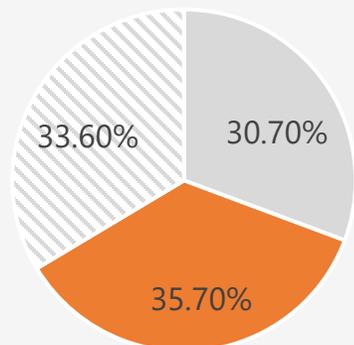
- 日程：令和5年4月6日及び4月12日
- 対象者：令和4年4月2日付～令和5年4月1日付 新規採用者 約800人
- 内容：障がいや障がいのある人の理解

## ★eラーニング研修の実施

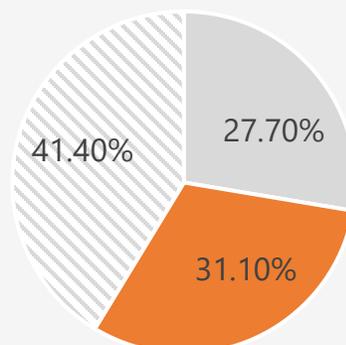
- 日程：令和5年10月23日～令和5年12月8日
- 対象者：全職員（約24,300人）水道局除く
- 内容：「障がい者差別解消の取組について」
- 研修実施状況 約12,000人（R5.11.10時点）

### (参考) アンケート結果 (R4年度分)

障害者差別解消法を知っていましたか



合理的配慮の提供について知っていましたか



- 知っていた
- 言葉は聞いたことがあった
- ▨ 知らなかった

# 障がい者差別解消の取組について

---

## ★事業者への周知

- 法改正を周知する啓発物を作成し、市内の事業者へ配布していく

## ★出前講座の実施

- 「合理的配慮とは何か？～障がいを理由とする差別をなくすには～」
- 対象：学校や地域団体、民間企業、ボランティア団体等あらゆる方

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

(電話) 06-6208-8075

(メール) fa0025@city.osaka.lg.jp